

[原形復旧のための一時転用の施工基準]

- (1) 耕作に必要な表土は一時転用計画地内に安全に保管し、底地にビニールシートなどを敷いて底地と埋立土を分離し、容易に原形復旧できるようにすること。
- (2) 周辺が農地の場合の土盛りの高さは1 m未満とし、周囲は30度以下の勾配で土固めをして境界から50 cm以上の底地の空き地を確保すること。
- (3) 埋立土は汚泥、瓦礫、コンクリート片、アスファルト、木片、鉄筋などが混入していない良質なものを使用し、表面には安易に砂利などを敷かず、コンパネや鉄板を使用して埋立土の再利用が可能な施工とすること。
- (4) 周辺農地や農業施設、周辺住民に被害を及ぼさないように雨水排水や防塵対策などの被害防除計画を策定し、それに沿って施工すること。